



社 保 審 発 0 2 1 3 第 1 号
平 成 3 1 年 2 月 1 3 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

社会保障審議会
会 長 遠藤 久夫

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）について（答申）

平成 3 1 年 2 月 1 3 日厚生労働省発老 0 2 1 3 第 1 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。